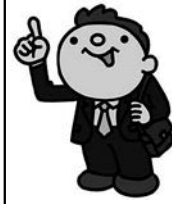


埋蔵文化財包蔵地内におおける 土木工事等の手続をおおる



教育委員会 お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
学校教育班 (☎63・2038)
生涯学習班 (☎63・3812)

新築・工事等をする 場合の事前相談・照会

新築・工事等を計画される場合には、埋蔵文化財包蔵地に該当するかを和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図で確認する必要があります。

所在地図は、中央公民館で閲覧できるほか、和歌山県のホームページでも公開しています。工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会はできるだけ早い時期にお願いします。

埋蔵文化財包蔵地に 該当する場合の手続き

埋蔵文化財包蔵地内に該当する場合、事業者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出書(文化財保護法第93条第1項)を2部提出する必要があります。この間、工事の着工はできません。

届出書は、町教育委員会を経由し、県教育委員会文化遺産課に進達され、事業内容等を検討し、おおむね下記のいずれかを指示します。



発掘調査

工事に先立ち行う調査で、遺跡の内容を把握するための部分的な発掘を行う確認調査と、記録保存のための本発掘調査があります。

工事立会

工事の現場を、町教育委員会および県文化遺産課の担当職員が立ち会います。

慎重工事

埋蔵文化財包蔵地内であることを認識して、慎重に工事を実施し、もし埋蔵文化財を発見した場合、町教育委員会へ連絡をお願いします。



提出書類

1. 埋蔵文化財発掘の届出書(指定の様式)
2. 土木工事を行う位置図・付近見取図
3. 土木工事等の概要書類・図面(土地利用計画図・建物配置図・建物の平面図・立面図・基礎図・地中埋蔵物に関する図面等)

※提出部数 2部



閲覧方法

- ・ホームページで閲覧される場合
- 和歌山県教育委員会文化遺産課

和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/ocms/prefg/500700/maizou/index.html>

直接閲覧される場合

工事等予定のわかる地図(住宅地図等)をご持参のうえ、日高町中央公民館まで、お越しください。

詳しくは、日高町中央公民館 (☎63・3811)まで。

就学援助制度についての お知らせ

経済的な理由で、就学が困難な家庭へ小中学校での学習に必要な費用の負担の軽減を図るため、その一部を援助します。

① 対象者

- 町立小中学校等に就学する児童生徒の保護者で、教育委員会が定める基準に該当する者。
- ひとり親家庭医療費受給者
- 児童扶養手当受給者
- 生活保護基準に準ずる程度の者

② 申請方法

就学援助を受けようとする保護者が、教育委員会に申請してください。

※新入学児童生徒学用品費等は、平成31年度新入学生より入学前支給を行います。
詳しくは、日高町教育委員会
(☎63・2038)まで。



**健康推進課
お知らせ**

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

要介護認定を受けた 高齢者の「障害者控除」 について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町県民税の確定申告で『障害者控除』を受けるための認定書を本人又は、扶養者等の申請手続きにより交付できます。

この認定書を添付することにより、本人又は、その扶養者が障害者控除又は、特別障害者控除等を受けることができます。
ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合は必要ありません。

介護保険料にかかる 納付証明書の 交付について

発行にかかる手数料は、1件につき200円必要となります。

介護保険料は、国保税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。平成30年1月から12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

特別徴収(年金天引き)で納付した介護保険料は、社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。



確定申告の際には、日本年金機構から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いいただきました「領収証書」等を大切に保管し、ご利用ください。よろしくお願いいたします。



納めた介護保険料の年額がわからない場合は、役場健康推進課で平成30年1月から12月末までの1年間に納付いただきました保険料額を記載した納付証明書を発行いたします。事務処理の都合により、納付証明書は2月上旬から発行できます。交付にかかる手数料は、無料となっています。確定申告に行かれる前にお申し出ください。
詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。